

竹原市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の未来を担う若者の定住と市内産業の人材確保を支援するため、大学等に進学し在学中に奨学金の貸与を受けていた者に対して、予算の範囲内で竹原市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が貸与する第一種奨学金又は第二種奨学金をいう。
- (3) 市内企業等 市内に本社若しくは本店又は主たる事業所を有する法人のうち、次に掲げる法人を除いたもの
 - ア 国又は地方公共団体が出資している法人
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む法人
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める法人
- (4) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、常勤している雇用形態（役員及び個人事業主を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、当該奨学金を返還予定又は返還中である者

- (2) 本市の住民基本台帳に記録され、現に本市に居住し、かつ、初回の補助金の交付申請日から5年以上継続して本市に定住する意思を有する者
 - (3) 初回の補助金の交付申請日において、35歳未満の者
 - (4) 令和7年4月1日以降、新たに市内企業等に正規雇用として就職した者（出向により雇用契約を締結した者を除く。）
 - (5) 返還すべき奨学金を滞納していない者
 - (6) 本市に納付すべき税を滞納していない者
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない者
- （補助対象期間）

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）の始期は、次の各号に掲げる日のうち最も遅い日とする。

- (1) 本市に住所を有した日
- (2) 市内企業等に就職した日
- (3) 奨学金の返還を開始した日
- (4) 申請年度の4月1日

2 補助対象期間の終期は、次の各号に掲げる日のうち最初に到来する日とする。

- (1) 前年度以前の竹原市奨学金返還支援事業補助金交付要綱に基づき補助金の額の確定を受けた月数及びこの要綱に基づき補助金の交付決定を受けようとする月数の合計が60月を経過する月の末日
- (2) 市内企業等を離職した日（ただし、離職した日から3月を経過する日までに再び市内企業等に正規雇用として就職した場合は除く。）
- (3) 奨学金の返還を終了した日
- (4) 申請年度の3月31日（ただし、奨学金返還口座の残高不足等により3月分が引落不能となった場合は、2月末日）
- (5) 40歳に達した日

3 補助対象期間の単位は、月単位とする。

4 本市に住所を有しなくなった場合の補助対象期間は、0月とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間に返還する奨学金の額（返還に係る利子相当額を含む。以下「返還額」という。）とし、繰上返還による返還の額は含めないものとする。この場合において、国又は他の自治体等による奨学金返還に関する補助金等の交付を既に受けているときは、返還額から当該補助金等の額を控除した額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該年度の補助対象期間における各月の月賦返還額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとし、月額1万円を限度とする。）の合計とする。この場合において、半年賦返還を併用しているときは、半年賦返還額を6月で除して得た額を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各月に定める月の月賦返還額に加算し、補助金の額を算出するものとする。

- (1) 補助対象期間の月数が6月以上でかつ半年賦返還の回数が1回の場合 補助対象期間のいずれか6月
- (2) 補助対象期間の月数が6月未満でかつ半年賦返還の回数が1回の場合 補助対象期間の各月
- (3) 補助対象期間の半年賦返還の回数が2回の場合 補助対象期間の各月

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竹原市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 市内企業等に雇用されていることが確認できる書類
- (2) 支援機構が発行する補助対象期間における奨学金の返還金額や返還方法の詳細が確認できる書類
- (3) 国又は他の自治体等による奨学金返還に関する補助金等の交付を既に受けているときは、当該補助金等の額を確認できる書類

(4) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付を申請する年度ごとに市長が別に定める期間内に交付申請をしなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付の可否を決定し、竹原市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）又は竹原市奨学金返還支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の規定による申請事項について変更が生じた場合は、竹原市奨学金返還支援事業補助金変更申請書（別記様式第5号。以下「変更申請書」という。）に、市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を決定したときは、竹原市奨学金返還支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、市長が別に定める期間内に、竹原市奨学金返還支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象期間における奨学金の返還実績が確認できる書類

(2) 就労証明書（別記様式第8号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容

を審査し、適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、竹原市奨学金返還支援事業補助金額確定通知書（別記様式第9号。以下「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 交付決定者は、前条の規定による確定通知書を受けた日から起算して10日以内に、竹原市奨学金返還支援事業補助金請求書（別記様式第10号。以下「補助金請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が死亡したとき
- (2) 交付決定者から辞退の申し出があったとき
- (3) 市外へ転出していたとき
- (4) 市長の定める期間中に、第10条に規定する実績報告書又は前条第1項に規定する補助金請求書を市長に提出しなかったとき
- (5) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (6) この要綱の規定に違反したとき
- (7) その他市長が補助金の交付を不相当であると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、竹原市奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 交付決定者は、前条の規定により、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助金が既に交付されているときは、市長が別に定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者及び交付決定者に対して必要な調査を行うことができる。

2 申請者及び交付決定者は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。